

記者発表資料 1枚

平成30年 4月 2日  
福島県土木部建築指導課

## 地域活性化のための住宅施策に関して住宅金融支援機構と 協定を締結しました。

「福島県空き家・ふるさと復興支援事業」と独立行政法人住宅金融支援機構の住宅ローン「【フラット35】地域活性化型」が連携し、地方創生等の観点から地域活性化を一体的に行うため、平成30年4月1日付けで機構と協定を締結しました。

この協定により、「福島県空き家・ふるさと復興支援事業」で「移住者」に該当する方は、機構の優遇金利を利用できるようになります。

### 1 「福島県空き家・ふるさと復興支援事業」の概要

被災又は避難されている方の住宅再建や県外からの移住・定住を促進するため、空き家を改修し自ら住まわれる方へ改修等費の一部に補助を行います。

- ・県外からの移住者の場合 : 補助上限190万円
  - ・県外からの移住者で子育て世帯の場合 : 補助上限250万円
- この事業の詳細は、県建築指導課ホームページを御覧ください。  
(県トップページから「空き家」で検索)

※平成30年度は4月下旬から募集を開始する予定です。(先着順)

### 2 「【フラット35】地域活性化型」優遇金利の概要

返済期間の当初5年間、住宅ローン金利が0.25%引き下げとなります。

### 3 その他

本県では、平成29年5月25日に「福島県多世代同居・近居推進事業」と「【フラット35】子育て支援型」においても同様の協定を締結しております。

#### 【問い合わせ先】

土木部 建築指導課

(担当者) 主幹兼副課長 佐瀬 守昭

電話 024-521-7522 内線 3667